

# 報 告 書

平成 2 9 年 1 月  
池田市地域分権検討会議

# 目 次

1. はじめに	1
2. 池田市地域分権制度の現状	
(1) 制度概要	1
(2) 予算提案額の状況	2
(3) ハード事業、ソフト事業の状況	2
(4) 市民意識調査結果	2
3. 池田市地域分権制度のこれまでの評価	
(1) 制度全般	3
(2) 予算・権限	4
(3) 組織・体制	4
(4) 認知度	4
4. 池田市地域分権制度の課題・問題点	
(1) 制度全般	4
(2) 予算・権限	5
(3) 組織・体制	6
(4) 認知度	6
5. 池田市地域分権制度の今後の方向性	
(1) 制度全般	6
①目的・基本理念	7
②制度のあり方	7
③地域における協議会のあり方	8
(2) 予算・権限	8
(3) 組織・体制	9
(4) 認知度	10
(5) 協議会に対する監査結果	10
(6) その他	10
6. 終わりに	11
池田市地域分権検討会議 概要	12
参考資料	13

## 1. はじめに

池田市地域分権制度は、「池田市地域分権の推進に関する条例」（平成 19 年池田市条例第 20 号。以下「地域分権条例」という。）に基づき、平成 19 年度に「全国初・池田発」の制度として発足した制度である。

本年度、平成 19 年度の制度発足より 10 年目を迎えるにあたり、これまでの活動実績を検証するとともに、原点に立ち戻って今後の制度のあり方について検討を行うことを目的として、本年 7 月に、地域分権条例に基づき、「池田市地域分権検討会議」が設置された。

本検討会議では、池田市地域分権制度の現状分析や地域の方々との意見交換を行いつつ、今後の制度のあり方について、5 回にわたり検討を進めてきたところであり、その結果を報告書としてここに取りまとめたものである。

## 2. 池田市地域分権制度の現状

### (1) 制度概要

池田市地域分権制度については、平成 19 年 6 月に地域分権条例を施行し、池田市内にある 11 の小学校区ごとに、「地域コミュニティ推進協議会」（以下「協議会」という。）を設立するとともに、各協議会に対し、市に対する予算提案権を付与した。

協議会の会員については、その地域内に居住する市民であれば、全ての方が協議会に参加可能となっており、当該会員の中から当該会員の同意を得て代表者その他の役員を選任することとされている。なお、制度発足時には、小学校区別に公募を実施し、協議会の会員の募集を行っている。

また、協議会は、予算提案枠の範囲内で、その地域内において実施する必要がある事業を市に提案することができることとされており、予算提案権の限度額については、総額が個人市民税（制度発足当初は約 70 億円）の 1% となることを目途に、各地域の人口等を勘案し、各地域ごとに設定されている。

市は、協議会から提案された事業について、法令及び条例その他現行制度との整合性並びに公正及び公平性の確保の観点から審査を行い、実施する必要があると認められる事業について予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとされており、提案事業を含んだ予算案が市議会で審議、可決された後に、提案事業が市及び協議会において実施されることとなる。また、単年度ではなく、目的をもって中・長期的な事業実施ができるよう、予算提案枠

の範囲内で、提案されなかった額を池田市地域分権推進基金に積み立てることができることとされている。

この他、市は、制度発足時から、ボランティア職員（地域分権・地域サポーター）を配置することで、協議会の運営支援も行っている。

## （２）予算提案額の状況

平成 19 年度の制度発足後、平成 20 年度予算で初めて提案事業が実施されたが、11 の協議会全体で、提案件数が 58 件、提案額が約 6,800 万円となっていた。その後、平成 21 年度以降は、基金の活用などもあり、提案額が約 7,000 万円から約 9,000 万円の間に推移し、平成 28 年度は全体で、提案件数が 179 件、提案額が約 7,600 万円となっている。

## （３）ハード事業、ソフト事業の状況

制度発足当初である平成 20 年度の提案事業では、全提案額の 80.7%、金額にして約 5,500 万円が市が実施する事業（ハード事業）であったが、平成 21 年度以降、徐々に、地域実施事業（ソフト事業）の比率が高まり、直近 5 年間で見ると、平成 24 年度から平成 27 年度は、全提案額に占めるハード事業の比率が概ね 50%程度で推移し、平成 28 年度においては、全提案額のうち、約 62%がソフト事業となっている。

また、具体的な事業として、ハード事業については、公園の整備、共同利用施設などの会館の改修、街路灯の設置、防犯カメラの設置、グリーンベルトの設置などがこれまでの提案額の大きい事業となっている。ソフト事業については、全地域で実施されている地域コミュニティ紙発行事業や地域イベント運営事業に加えて、安全・安心対策、高齢者や子育ての支援に関する事業など、各地域の実情に応じて、様々な事業が展開されている。

## （４）市民意識調査結果

平成 28 年度の池田市地域分権制度市民意識調査（以下「平成 28 年度市民意識調査」という。）については、平成 28 年 4 月 1 日現在で本市の住民基本台帳に登録されている者のうち、18 歳以上の 3,000 人を小学校区別の人口分布を考慮して無作為に抽出して実施し、回答数は 1,242 件、回答率は 41.4%となっている。

調査結果のうち、認知度については、「地域分権制度を知っている」という回答が全体の 38.4%（平成 20 年度調査 24.9%、平成 23 年度調査 37.6%）となっており、平成 23 年度の前回調査に比べ 0.8%の上昇となっている。また、これらの者のうち、「地域分権制度を推進すべき」との回答が全体の

約 75%を占めている他、「地域の課題を地域で解決できている」との回答が全体の約 6 割を占めるなど、池田市地域分権制度に対する肯定的な意見が多い結果となっている。

### 3. 池田市地域分権制度のこれまでの評価

池田市地域分権制度の今後のあり方を検討していくに当たり、まず、平成 19 年度の制度発足以来のこれまでの評価について、「制度全般」、「予算・権限」、「組織・体制」、「認知度」の各項目ごとに言及することとする。

#### (1) 制度全般

池田市においては、平成 19 年度の地域分権制度発足当時、既に自治会・町内会の加入率は 40.5%（平成 19 年度当初の世帯数ベース）であったが、この 10 年でさらに減少し、平成 28 年度の自治会・町内会の加入率は、4 割を下回っている状況となっている。このような状況の中で、池田市の地域分権制度については、小学校区ごとに協議会が設立されており、地域からの市に対する意見を直接つなぐツールや地域特性に応じた地域ごとのニーズにきめ細かく対応するツールとして、一定の役割を果たしているものと評価することができる。

池田市の地域分権制度は、平成 18 年 12 月に地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）が制定され、国が第二次地方分権改革に取り組むこととされていた流れの中で、本制度がスタートした。

「自分たちのまちは自分たちでつくる」を基本理念に、住民自らがその意識に立つことによって真の地方分権改革を実現すること、自分たちの生活や自分たちの未来を決定する権限を市民一人ひとりに強めた上で、最終的には、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことを目指すものである。

こうした基本理念、目的を実現するため、全国の地方公共団体に先駆けて、市民参画の手段として「市民で構成する協議会に対する予算提案権の付与」を打ち出したことは、団体自治はもとより住民自治の充実を目指す今日にいたる地方分権改革を基礎自治体の立場から率先した、地方分権改革の旗手ともいべき政策として、高く評価される場所である。予算提案という形で、市民が市政に参画し、行政と協働で事業を実施する事で、地域内の絆作りに寄与しており、また、そのことに実感が持てるようになったとの市民の声も寄せられている。

加えて、予算提案権を市民に付与し、行政と協働で事業を実施することで、行政に対する理解を深めることにもつながっているものである。

## (2) 予算・権限

池田市地域分権制度においては、各協議会に予算提案権を付与しているが、行政に対する市民のニーズが細分化している現状において、例えば、グリーンベルトの設置など、市全体の公平性・平等性の視点からはこぼれ落ちるような、地域の特性に応じた地域のニーズに合ったきめ細かな市民サービスの提供が可能になったと評価できる。

また、防犯カメラの設置については、地域の特性をよく理解している協議会が自主的に設置することにより、地域のニーズに応じた効率的・効果的な事業が出来ており、一定程度、市の予算の効率的な執行にも寄与しているとも言えるのではないかと考えられる。

## (3) 組織・体制

池田市地域分権制度では、小学校区ごとに協議会が設立されているが、このことによって、自治会やPTAなどの小学校区内の様々なコミュニティの意見をつなげた提案が出来ている面もあると評価できる。

また、各地域の協議会ごとに、取組や成果に差が生じてきているといった指摘もあるが、この差異こそが、住民のニーズの反映でもあり、その多様性はむしろ地域性が表出、顕現したものとして、積極的に評価をするべきものではないかと考えられる。

## (4) 認知度

平成28年度市民意識調査結果によれば、池田市地域分権制度に対する認知度は38.4%となっているが、市民に対するPR方法が限られている中で、池田市民の約40%の方が制度を認知されているということについては、一定の評価をすべきであると考えられる。

また、お祭りなど、各地域で協議会が取り組んでいる事業は知っているが、その実施主体が協議会であることは知らないという状況もあると考えられ、協議会の取り組みそのものに対する認知度はもっと高いことも想定される。

## 4. 池田市地域分権制度の課題・問題点

3では、池田市地域分権制度の発足以来のこれまでの評価について言及し

てきたところであるが、一方で、制度発足から 10 年目を迎えるにあたって、解決すべき課題や問題点も生じていると考えられることから、この点に関し、「制度全般」、「予算・権限」、「組織・体制」、「認知度」の各項目ごとに言及することとする。

#### (1) 制度全般

池田市地域分権制度については、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念の実現を目的として、地域分権条例に基づき実施されているものであるが、この制度の目的や基本理念が、制度の主役である市民に十分に浸透していない面があるとの指摘もあり、まず、この制度の目的や理念に照らして、現在の制度が統合的なものとなっているかを問う必要がある。

また、地域運営組織については、各地方公共団体において、様々なモデルでの取組がなされてきていることから、「協議」と「実行」という観点も踏まえ、地域の取りまとめ役としての役割と予算の提案・執行という役割のどこまでを協議会が行うべきかについて改めて整理が必要と考えられる。

加えて、小学校区内に様々なコミュニティがある中で、協議会がどれだけ地域を代表しているのかということ、行政としてきっちり担保していないままに運用が重ねられており、協議会で活動している人と市民との間に認識の差が生じてしまっている面も指摘できるのではないかと。

さらに、今後は、各地域において将来構想を策定し、これらに基づく取組を進めていく必要も生じてきていると考えられる。

#### (2) 予算・権限

予算提案を行うにあたっては、各協議会が次年度の事業を検討する以前に、市が実施を予定している計画とのすり合わせや意思の疎通が図れていない面があるなど、市が実施すべき事業と地域が実施したい事業とのすみ分けをどのように行っていくのが課題として考えられる。

また、予算提案事業の硬直化が見受けられることに加え、各協議会でハード事業を実施すると、翌年度にはそれらを維持するための費用が経常的に加算され、提案枠を圧迫しているなど、経常経費が膨らむことによって、新規事業の実施に至っていないといった課題も指摘できる。

一方で、予算提案のあり方を考えるにあたっては、池田市の地域分権制度が、平成 19 年度に個人市民税（約 70 億円）の 1% を目途に、地域住民に予算提案権を付与するものとして創設されたものであり、その原資が税金であることにも留意が必要である。

加えて、コミュニティビジネスのあり方についても、各協議会のニーズや

実情を踏まえた上で、今後検討が必要ではないかと考えられる。

### (3) 組織・体制

協議会のあり方については、各地域によって、既存団体である自治会やPTAなどとの関係も異なり、どのような形で協議会と各団体が連携していくかが課題となっている。

また、会員の高齢化・固定化が進んでいる協議会が多く、若い世代を含めた新たな会員や中心メンバーの獲得が難しいという面もあるが、この点に関しては、組織離れが起こっていることと活動離れとは異なり、今の50歳代後半以降の世代の動き方と、20歳代・30歳代などの若い世代の動き方が違うことも再認識する必要がある。

加えて、地域の活動拠点の有無によって、協議会の活動展開に差が生じている面があることや、予算提案やその実施などの活動について、協議会の一部の会員や役員に負担が集中している面も指摘できる。

なお、行政と協議会との今後の連携を考えていく上では、池田市の地域分権制度の目的・理念や協議会のあり方について、改めて池田市の職員全体で認識を共有していくことも必要だと考えられる。

### (4) 認知度

地域分権制度の認知度については、そのパーセントに着目しがちであるが、PRして認知度を高めることのみで終始するのではなく、制度の目的及び理念についての周知こそが必要ではないであろうか。

また、協議会側は、各戸配布しているコミュニティ紙をもって周知活動が出来ていると認識している面もあるが、市民の方は興味がないものが配布されていても手に取らないことも想定され、協議会と市民の認知度に乖離があることも考えられる。

加えて、市民がコミュニティ活動の実践効果を実感できていないことによって、協議会と市民の間で、地域分権制度の意義に対する理解の差が生じている点も指摘できるのではないかと。

## 5. 池田市地域分権制度の今後の方向性

3及び4で言及した池田市地域分権制度の発足以来のこれまでの評価及び課題・問題点を踏まえ、「制度全般」、「予算・権限」、「組織・体制」、「認知度」などの各項目ごとに、池田市地域分権制度の今後の方向性について言及する



こととする。

## (1) 制度全般

### ① 目的・基本理念

地域分権条例で定められた、「自分たちのまちは自分で作る」を最終目標に、市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことにより、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする地域分権制度の目的・基本理念は、今後の池田市においても引き続き重要であると考えられる。

一方で、地域分権制度の目的や基本理念が市民の中で十分に浸透していない面があることから、市民に対して、さらなる周知徹底を図り、理解を促した上で、改めてその必要性について確認を行うことが重要である。

### ② 制度のあり方

今後の地域分権制度の見直しにあたっては、

ア 地域分権制度を通じて、地域内のコミュニティが深化する。

イ 地域分権制度は、市全体の公平性・平等性の視点からはこぼれ落ちるような、ニッチなニーズにきめ細やかに対応する住民サービスを補完することができる。

ウ 地域分権制度を通じて、市に対して市民の意思を直接伝えることができる。

という3つのメリットを、まず市民に伝えた上で、地域分権制度の必要性について確認を行うことが重要であり、その上で、今後の地域分権制度のあり方に関し、「参加・協議・実行」という各プロセスについて、どのような制度のあり方が適切かを決定していく必要がある。

その際、地域ごとの実情に応じて、それぞれ異なるニーズが存在する以上、協議会の組織構成もある程度柔軟性があるべきで、市が協議会に求める最低限の機能というものを改めて定義するとともに、市と地域でそのビジョンを共有すべきである。

また、地域運営組織のあり方に関し、「暮らしを支える地域運営組織に関する調査研究事業報告書」(平成27年3月総務省地域力創造グループ地域振興室)においては、様々な関係主体が「参加」し、地域の将来ビジョン等について「協議」し、地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化の必要性について指摘されている。

なお、現在も、地域内に居住する住民の方であれば、全ての方が協議会に参加可能となっているが、将来的な課題として、協議会の代表の選挙なども

含め、さらなる協議会の民主的な正統性を担保する方策などについても、引き続き研究を進めていくべきである。

### ③ 地域における協議会のあり方

今後の地域分権制度の見直しに合わせ、地域づくりのビジョンを示す「地域構想」や目指す地域の姿を実現させるための具体的な施策を盛り込んだ「地域実施計画」などの地域計画の策定についても、検討していくことが望ましい。その際、地域計画の策定に当たっては、地域住民参画型の意見集約に努めるべきである。

また、地域分権制度における予算提案内容やその成果を各協議会が市民に伝えるとともに、市民が評価することができるシステムの構築についても、合わせて検討していくことが望ましい。

## (2) 予算・権限

予算・権限に関しては、まず、予算提案枠の必要性についての理解を深めるとともに、制度発足後 10 年目を迎えるにあたって、改めて協議会に対する補助金や一括交付金などの他の制度との比較をした上で、予算提案枠の位置づけを確認する必要がある。その際に、市の各部局や公益団体等からの各地域に対する補助金や交付金が別途存在しているのであれば、それらとの関係をよく精査しておくことも必要と考えられる。

また、現在も、予算提案の際には、協議会の提案事業と市が実施を予定している事業とのすり合わせ等を行っているところであるが、地域が次年度の事業を検討する以前に、市が実施を予定している事業とのすり合わせができるようにするなど、市が実施すべき事業と協議会が実施したい事業のより良いすみ分けの方策について検討していくべきである。

さらに、池田市の地域分権制度は、平成 19 年度に、個人市民税（約 70 億円）の 1% を目途に、予算提案権を付与するものとして創設されたものであるが、制度発足から 10 年目を迎えるにあたって、事業の硬直化や経常経費の増大が見受けられることを踏まえて、予算提案枠のあり方について検討していく必要がある。ただし、検討にあたっては、予算提案権の原資は税金であることを踏まえ、市の財政状況にも十分に留意する必要がある。

加えて、現在、市外の他の地域で活動している地域運営組織の中には、収益事業の実施等により、一定の収入を得ている組織もあることを踏まえ、持続的な運営確保のための収益事業の実施や活動を多様化・発展させていくための法人化などの方策についても、検討していくべきである。

なお、この点に関し、例えば、コミュニティビジネスを行う場合には、

適切な選考プロセスを経た上で、公共サービスや公共事業を委託事業として地域に回すシステムをつくるなどの行政のバックアップが必要であり、その際に、委託事業の担い手として、地域の協議会が参加できるような制度の設計は、細心の注意を払って行うことが必要である。

### (3) 組織・体制

協議会の運営にあたっては、まず、いかに地域の主体的な提案で、地域全体のニーズを反映しており、優先度の高い提案をしているのか、地域における団体の代表性を担保することが必要である。

また、現在、市外の他の地域で活動している地域運営組織の実態を踏まえると、既存団体を含めてまとまっていく「統合型」、既存団体の隙間を埋めていく「補完型」、既存団体のバックアップをしていく「支援型」等に分類できるとの意見もあり、これらの分類についても、協議会の運営に当たっての手がかりの1つになるものと考えられる。

その際、各協議会の活動を活性化させるためには、各地域に根付いて活動してきた自治会やPTAなどの各団体との連携は欠かせないことから、これらの分類なども踏まえながら、各地域において、協議会と各団体との間で協議を行い、協議会と各団体との連携方策について議論することが望ましく、その際、協議会と各種団体の連携を図るための行政のサポートは不可欠である。なお、今後は、各地域の小学校・中学校との更なる連携についても、視野に入れることが重要である。

また、協議会の運営を持続可能なものとするために、20歳代や30歳代などの若い世代がどのような動き方をしているかに留意しながら、協議会の会員をどのように獲得していくかのシステムの構築について検討していくべきである。その際に、年代ごとに使っている情報ツールが違うことに留意することやホワイトボードミーティングやワークショップなどの会議の運営方法を検討するなど、若い世代が参加しやすい意思決定や組織のあり方を構築していくことが重要である。

この点に関して、予算提案権には厳格な意思決定が必要であるが、活動を担うということには必ずしも厳格な意思決定は必要でなく、やりたい人が集まって楽しい活動を展開するという側面もあるため、協議会の機能の中で、予算提案に係る意思決定と具体的な活動への参加とを、うまく整理しておくことも重要と考えられる。

さらに、地域の活動拠点や協議会の事務局の体制に関し、一部の協議会においては、活動拠点を基盤として、様々な活動を行っているところであり、各協議会の要望も踏まえた上で、各協議会が十分な活動を行うことができる

よう、活動拠点の整備について検討することが必要である。また、協議会の会員や一部の役員に負担が集中している面があることなどを踏まえ、協議会の事務局の負担軽減も含め、協議会の活動全般について、事務局長の設置や地域人材の有償活用等を検討することも必要である。

また、現在も、サポーター職員が、各協議会の会議に参加するなど、協議会と市が円滑な連携を図れるようサポートする役割を担っているが、市の職員が、専門的な知識・知見の中で、公平さを担保し、配慮する部分を考えながら、様々なスキルやノウハウを提供したり、あるいは会議のファシリテーションに努めるといったサポートを行うことは、若い世代を巻き込んだ円滑な組織運営をしていく上でも重要であると考えられる。

#### (4) 認知度

3(4)で述べたとおり、認知度に関し、市民に対するPR方法が限られている中で、平成28年度市民意識調査結果の認知度が38.4%であるのは、一定の評価をすべきものとする。一方で、今回の地域分権制度の見直しに合わせ、市は、制度の目的・基本理念の周知徹底を行うとともに、世代間における情報収集の方法の違いなどにも留意しながら、各協議会においても、コミュニティ紙の発行に限らず、多様な周知方法についても検討していくべきである。

#### (5) 協議会に対する監査結果

今回の検討会議の開催に合わせ、「北豊島地域コミュニティ推進協議会」、「ほそごう地域コミュニティ推進協議会（伏尾台地区）」、「ほそごう地域コミュニティ推進協議会（細河地区）」に対する補助金を対象に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく、市長の要求による財政援助団体等に対する監査が実施されたところである（参考資料45頁参照）。

本検討会議としては、本報告書に加え、同監査結果も十分に踏まえた上で、池田市地域分権制度の今後の見直しが行われることが望ましいと考える。

#### (6) その他

本報告書に基づく、今後の地域分権制度の見直しの進め方としては、市民、協議会及び市が密接に連携していくことが重要である。

また、地域分権制度は、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図ることを目的とする制度であることから、その運用実態を踏まえ

ながら、一定期間ごとに、制度のあり方についての評価・検討を行っていくことが望ましい。

加えて、例えば、年に1回、協議会全体の活動報告会を行うなど、協議会間での学び合いの機会を提供し、他地域の良い部分を取り入れることができるような機会を設けていくことも重要である。これらの機会には、市職員をはじめ市民の参加も積極的に求めていくことが望ましい。

## 6. 終わりに

国において、地方分権改革推進法を制定し、第二次地方分権改革に取り組むこととされた時期をとらえ平成19年度に発足した池田市地域分権制度は、これまでの間、地方分権改革の旗手として、地域内における共通の課題の解決や公共の利益の増進について、様々な成果を挙げてきたところである。

一方で、これまでの10年の歩みの中で、本報告書で述べてきたとおり、例えば、地域分権制度の目的や理念が十分に浸透していない面があるなど、様々な課題や問題点が生じてきていることも事実である。

本報告書では、これらの課題や問題点を検証した上で、制度全般のあり方や、予算・権限、組織・体制のあり方、認知度に関することなど、様々な角度から、池田市地域分権制度の今後の方向性についての提言を行っている。

池田市地域分権制度は、制度発足10年目を迎え、「自分たちのまちは自分たちでつくる」を基本理念に、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことを目指すという制度発足時の目的・理念に、改めて立ち返る時期に来ていると考えられる。

池田市地域分権制度が、本報告書の提言を踏まえ、その原点に立ち戻った上で、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に向けて、中長期の展望の下に、さらなる一步を踏み出すことを期待して、本報告書の締めくくりとしたい。

## 池田市地域分権検討会議 概要

### 1. 設置目的

地域分権制度が、本年度、平成 19 年度の制度発足より 10 年目を迎えるにあたり、これまでの活動実績を検証するとともに、原点に立ち戻って今後の制度のあり方について検討を行うもの。

### 2. 委員構成

会 長	神野 直彦	東京大学名誉教授
副会長	橋口 勝利	関西大学政策創造学部准教授
委 員	加賀 有津子	大阪大学大学院教授
委 員	白水 伸英	兵庫県加古川市副市長
委 員	初谷 勇	大阪商業大学総合経営学部教授
委 員	久 隆浩	近畿大学総合社会学部教授
委 員	吉弘 憲介	桃山学院大学経済学部准教授

### 3. 開催状況

第 1 回 平成 28 年 7 月 17 日（日）

- ・池田市地域分権制度の概要、市民意識調査結果の概要、検討課題等について

第 2 回 平成 28 年 8 月 22 日（月）

- ・池田市地域分権制度の成果について
- ・市民意識調査結果について

第 3 回 平成 28 年 9 月 15 日（木）

- ・地域コミュニティ推進協議会との意見交換

第 4 回 平成 28 年 10 月 15 日（土）

- ・答申の素案について

第 5 回 平成 28 年 11 月 13 日（日）

- ・答申について

### 4. 関連事業

地域分権講演会 平成 28 年 7 月 17 日（日）

「地方分権改革の課題と展望」（東京大学名誉教授 神野 直彦氏）

池田市地域分権シンポジウム 平成 28 年 11 月 13 日（日）

「地域分権 今後のあり方は？」

# 参 考 资 料

## 参考資料 目次

地域分権暦年提案事業	. . . . .	1 5
地域分権推進基金	. . . . .	1 6
提案事業の実施に係るスケジュールについて	. . . . .	1 7
自治会・町内会届出団体数	. . . . .	1 8
『池田市地域分権制度市民意識調査』結果報告 (速報分)	. . . . .	1 9
地域別・年度別 提案額に占めるハード事業費 の比率一覧	. . . . .	3 0
年度別・目的別 ハード事業一覧	. . . . .	3 1
地域別・目的別 ハード事業一覧	. . . . .	3 2
ソフト事業 主な事例	. . . . .	3 3
総務省報告書概要	. . . . .	3 9
制度比較表	. . . . .	4 4
平成 2 8 年度 監査結果報告書 (財政援助団体等監査) 抜粋	. . . . .	4 5
池田市地域分権の推進に関する条例	. . . . .	4 7
池田市地域分権の推進に関する条例施行規則	. . . . .	5 1
池田市地域分権推進基金条例	. . . . .	5 5
池田市地域分権推進基金管理規則	. . . . .	5 7



地域分権暦年提案事業(件数・金額)

	20年度事業		21年度事業		22年度事業		23年度事業		24年度事業		25年度事業		26年度事業		27年度事業		28年度事業		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
池田	6	6,558	5	7,159	6	7,000	10	9,292	12	9,306	13	9,306	13	7,968	12	7,446	17	8,102	94	72,137
秦野	5	7,000	10	6,995	12	7,003	14	9,124	14	8,928	19	9,989	14	7,264	16	6,181	17	7,323	121	69,807
北豊島	4	6,875	5	6,875	5	6,858	9	9,258	13	6,448	17	11,194	18	8,210	17	9,277	17	6,568	105	71,563
くれは	2	6,625	5	6,483	6	6,696	17	9,065	17	9,062	17	6,218	17	6,179	16	5,458	18	5,883	115	61,669
石橋	9	6,375	10	6,375	9	6,375	19	8,794	18	7,060	17	6,220	17	9,139	15	6,348	19	7,079	133	63,765
五月丘	7	6,125	12	6,125	13	6,250	15	8,735	20	6,188	16	7,141	20	8,274	19	6,707	20	5,423	142	60,968
石橋南	2	6,250	6	6,078	6	7,092	13	8,793	11	7,096	18	8,686	13	7,692	15	7,561	13	6,264	97	65,512
鉢塚・緑丘	4	4,618	8	6,282	9	6,861	10	8,789	10	8,789	14	8,466	13	6,979	12	6,473	13	6,529	93	63,786
神田	3	6,500	3	6,500	7	6,500	11	6,540	12	8,124	11	5,941	10	4,117	14	9,293	15	7,665	86	61,180
ほそごう(細河)	10	6,000	15	6,000	9	6,000	14	8,683	14	9,657	17	9,162	15	8,161	15	8,155	15	8,051	124	69,869
ほそごう(伏尾台)	6	5,597	3	6,389	8	6,059	13	3,765	13	5,260	15	7,541	16	7,498	17	14,695	15	6,994	106	63,798
合計	58	68,523	82	71,261	90	72,694	145	90,838	154	85,918	174	89,864	166	81,481	168	87,594	179	75,881	1,216	724,054

●地域分権推進基金

単位:千円

協議会名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	積立額・ 取崩額	年度末 基金残高	積立額・ 取崩額	年度末 基金残高	積立額・ 取崩額	年度末 基金残高	積立額・ 取崩額	年度末 基金残高	積立額・ 取崩額	年度末 基金残高	積立額・ 取崩額	年度末 基金残高
池田	0	0	0	0	0	0	0	0	227	227	-227	0
秦野	230	230	420	650	-650	0	0	0	780	780	-326	454
北豊島	39	39	2,830	2,869	-1,921	948	60	1,008	-1,008	0	1,700	1,700
くれは	0	0	0	0	2,856	2,856	353	3,209	1,049	4,258	688	4,946
石橋	17	17	1,741	1,758	2,573	4,331	-1,827	2,504	864	3,368	38	3,406
五月丘	0	0	2,543	2,543	1,591	4,134	-1,534	2,600	-613	1,987	704	2,691
石橋南	10	10	1,696	1,706	94	1,800	-736	1,064	-974	90	-38	52
鉢塚・緑丘	0	0	21	21	338	359	-359	0	0	0	0	0
神田	2,500	2,500	912	3,412	3,088	6,500	2,353	8,853	-3,000	5,853	-1,381	4,472
ほそごう(細河)	490	490	-490	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ほそごう(伏尾台)	4,896	4,896	3,330	8,226	1,043	9,269	-948	8,321	-8,321	0	400	400
計	8,182	8,182	13,003	21,185	9,012	30,197	-2,638	27,559	-10,996	16,563	1,558	18,121

単位:千円

協議会名	基金の今後の使用目的 (積立額/目標額)
池田	-
秦野	公園設備改修(454/900)
北豊島	きたてしまプラザ改修工事(1,700/4,000)
くれは	呉服会館改修工事(4,946/5,000)
石橋	石橋北会館トイレ改修(902/4,500)
五月丘	公園設備改修(704/1,500)
石橋南	-
鉢塚・緑丘	-
神田	拠点整備(2,000/6,000)・子育て支援(203/1,000)・地域環境整備(150/500)
ほそごう(細河)	-
ほそごう(伏尾台)	歩道手摺設置工事(400/1,500)
計	

●提案事業の実施に係るスケジュールについて

年度	月	実施主体及び実施内容
N-1	4	
	5	<市> N年度提案限度額の決定及び通知
	6	<コミ協> 地域内でのN年度の提案事業について検討開始
	7	
	8	
	9	
	10	<コミ協> N年度事業提案書の提出
	11	<市・コミ協> N年度事業提案にかかるヒアリング (事業担当課、地域分権・協働課、コミ協の3者)
	12	<市> 予算案の作成
	1	<市> 予算案にかかる財政部局および特別職による査定
	2	<市> 予算案の確定
	3	<議会> 予算審議
N (事業実施年度)	4	<市> N年度提案事業にかかる確定通知
	5	<市・コミ協> 随時、事業実施
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	<コミ協> 補助金による地域実施事業について、 事業終了後、事業報告書の提出及び精算
	N+1	4
5		<コミ協> 事業の評価書提出
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		<市> 事業の評価書に対する回答の報告
3		

自治会・町内会届出団体数

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
届出数	119	122	123	123	121	121	120	120	119	116
総世帯数	44,993	45,705	46,092	46,279	46,246	46,083	45,949	46,081	46,318	46,867
人口	103,620	104,112	104,125	104,137	103,880	103,275	103,171	102,701	102,605	102,695
加入世帯数	18,224	18,294	18,037	17,963	17,859	17,146	17,176	17,161	16,928	16,265
加入率	40.5%	40.0%	39.1%	38.8%	38.6%	37.2%	37.3%	37.2%	36.5%	34.7%

※総世帯数は、毎年度4月末日時点の数値。

※届出数、加入世帯数は年度初め（4月～6月頃）に各団体から通知を受けた数値。

『池田市地域分権制度 市民意識調査』結果報告（速報分）

●調査概要

対 象 者：平成28年4月1日現在で本市の住民基本台帳に登録されている者で、平成10年4月1日以前に生まれた者の内、無作為による方法で抽出された3,000人

調査方法：郵送

調査時期：平成28年5月16日（月）～平成28年6月6日（月）

回 答 数：1,242件（回収率 41.4%）

●調査結果

地域分権の推進についておたずねします。

問1 本市は各小学校区に「地域コミュニティ推進協議会」を設立し、それぞれの地域の課題の解決に向けて取り組んでいただく地域分権を実施しています。このことをあなたは知っていますか。あてはまるものを1つだけ選び○をおつけ下さい。

項 目	人 数	%	平成23年度 (%)	平成20年度 (%)
1. 知っている	477	38.4	37.6	24.9
2. 知らない	746	60.1	61.7	68.9
3. 無回答	19	1.5	0.7	6.2
合 計	1,242	100.0	100.0	100.0

付問1 「地域コミュニティ推進協議会」による必要な事業を地域の提案により実施する制度をあなたはどう思いますか。あてはまるものを1つだけ選び○をおつけ下さい。

項 目	人 数	%
1. 継続して推進すべき	224	47.0
2. ある程度推進すべき	133	27.9
3. どちらともいえない	55	11.5
4. あまり推進すべきでない	11	2.3
5. 推進すべきでない	9	1.9
6. わからない	21	4.4
7. 無回答	24	5.0
合 計	477	100.0

付問2 地域分権を推進することにより、次のような公共サービスの変化がありましたか。  
それぞれの項目ごとにあてはまるものに○をおつけ下さい。(上段：人数 下段：%)

項目	そう思う	どちらか という と そう思う	どちらか という と そう思 わない	そう思 わ ない	無回答	合計
①地域の課題を地域で解決 できている	60	222	117	51	27	477
	12.6	46.5	24.5	10.7	5.7	100.0
②市民の多様なニーズに対 応できている	40	215	132	60	30	477
	8.4	45.1	27.6	12.6	6.3	100.0
③市政運営に市民の意見が 的確に反映されている	27	184	173	61	32	477
	5.7	38.6	36.2	12.8	6.7	100.0
④税金の有効活用になっ ている	53	183	138	74	29	477
	11.1	38.4	28.9	15.5	6.1	100.0

付問3 地域分権を推進することにより、市民の暮らしや意識が次のように変わることを  
期待していますが、あなたはどのように思いますか。それぞれの項目ごとにあてはまるも  
のに○をおつけ下さい。(上段：人数 下段：%)

項目	そう思う	どちらか という と そう思う	どちらか という と そう思 わない	そう思 わ ない	無回答	合計
①市政に関心をもつ市民が 増えた	48	194	168	54	13	477
	10.1	40.7	35.2	11.3	2.7	100.0
②住民が池田市の現状をこれ まで以上に知ることができた	42	204	160	50	21	477
	8.8	42.8	33.5	10.5	4.4	100.0
③地域住民同士の連携が強 くなった	39	190	168	62	18	477
	8.2	39.8	35.2	13.0	3.8	100.0
④地域の自主性・独自性が 高まった	46	191	165	55	20	477
	9.7	40.0	34.6	11.5	4.2	100.0
⑤市民活動に参加する市民 が増えた	24	160	201	74	18	477
	5.0	33.5	42.2	15.5	3.8	100.0

市民参加についておたずねします。

問2 あなたは、お住まいの地域の情報を何から得ていますか。あてはまるものすべてに○をおつけ下さい。(複数回答可のため、%は1,242人を分母とした数値)

項目	人数	%
1. 広報いけだ	1,090	87.8
2. 池田市ホームページ	180	14.5
3. 地域コミュニティ紙(地域コミュニティ推進協議会発行)	285	23.0
4. 地域の掲示板	334	26.9
5. 自治会やPTA等の地域の各種団体の会合等	233	18.8
6. ご近所付き合い	290	23.4
7. 得られていない	111	8.9
8. その他	43	3.5

問3 あなたは、地区での行事や活動にどのくらい参加されていますか。それぞれの項目ごとにあてはまるものに○をおつけ下さい。(上段:人数 下段:%)

項目	よく参加する	ときどき参加する	あまり参加しない	全く参加しない	そのような行事・活動がない、知らない	無回答	合計
①地域コミュニティ推進協議会活動	25	75	144	467	485	46	1,242
	2.0	6.0	11.6	37.6	39.1	3.7	100.0
②自治会活動	107	245	173	434	246	37	1,242
	8.6	19.7	13.9	35.0	19.8	3.0	100.0
③婦人会、老人クラブ、子供会活動	52	83	114	673	273	47	1,242
	4.2	6.7	9.1	54.2	22.0	3.8	100.0
④社会奉仕(ボランティア)活動	47	115	162	608	256	54	1,242
	3.8	9.3	13.0	48.9	20.6	4.4	100.0
⑤趣味・文化・教養等のサークル活動	50	106	138	668	215	65	1,242
	4.1	8.5	11.1	53.8	17.3	5.2	100.0
⑥スポーツ・レクリエーション等のサークル活動	62	110	129	668	213	60	1,242
	5.0	8.9	10.4	53.8	17.1	4.8	100.0
⑦盆おどり、祭りなどの行事	130	307	213	450	95	47	1,242
	10.5	24.7	17.1	36.2	7.7	3.8	100.0
⑧その他	49	81	114	430	237	331	1,242
	4.0	6.5	9.2	34.6	19.1	26.6	100.0

問4 住みよいまちは、市民がお互いに協力しながらつくっていく必要があります。次のような活動が進められた場合、あなたはどのような活動に参加しようとお考えですか。あてはまるものすべてに○をおつけ下さい。

(複数回答可のため、%は1,242人を分母とした数値)

項目	人数	%
1. 住民の自主的なまちづくりの企画・立案	174	14.0
2. 地区の防犯・防災活動	522	42.0
3. 花や木を植え、育てる緑化推進活動	382	30.8
4. 公園、道路などの清掃・美化活動	445	35.8
5. まつりや盆踊りなどのふるさと行事	386	31.1
6. 地区の公共施設の管理運営	87	7.0
7. 青少年を健全に育成するための地域活動	165	13.3
8. 高齢者や障がい者などに対する地域福祉活動	257	20.7
9. 文化・スポーツ・レクリエーション活動などを通じてのふれあいづくり	344	27.7
10. 子育て支援をする会の地域活動	270	21.7
11. 生涯学習活動などでの知識・経験の提供	226	18.2
12. その他	29	2.3

付問1 また、これからの活動を円滑にすすめるために特に必要なものは、何だと考えられますか。あてはまるものを3つまで選び○をおつけ下さい。

(複数回答可のため、%は1,242人を分母とした数値)

項目	人数	%
1. 住民が協力してとりくむ意識が強いこと	485	39.1
2. 専門的な知識を持った人がいること	260	20.9
3. 熱心にとりくむ人がいること	337	27.1
4. 活動・集会の場があること	247	19.9
5. 運営のための資金的な基盤があること	260	20.9
6. 団体・サークルが組織されていること	97	7.8
7. 各種活動の状況が広く知らされていること	425	34.2
8. 気運を盛り上げる講演会、勉強会などがあること	56	4.5
9. 気軽に相談にいける窓口が行政に設置されていること	288	23.2
10. 行政が積極的に支援してくれる体制が整っていること	404	32.5
11. その他	15	1.2



問5 あなたは、地域活動をさらに活性化するために、市に求められるものは何だと思いますか。あてはまるものすべてに○をおつけ下さい。

(複数回答可のため、%は1,242人を分母とした数値)

項目	人数	%
1. 地域住民への情報提供	902	72.6
2. 地域住民の意識啓発	491	39.5
3. 市職員の地域活動への参加	402	32.4
4. 資金援助	500	40.3
5. 活動の場の提供	544	43.8
6. その他	36	2.9

問6 今後、地域分権制度を利用しながらまちづくりを行っていくにあたって、特にどのようなまちづくりを進めていくのがよいと思いますか。あなたの考えにあてはまるものを3つ選び○をおつけ下さい。

(複数回答可のため、%は1,242人を分母とした数値)

項目	人数	%
1. 美しい自然を残す、緑あふれるまちづくり	628	50.6
2. 気持ちよいあいさつをかわす人間関係豊かなまちづくり	407	32.8
3. 伝統芸能(祭りなど)のいきづつまちづくり	192	15.5
4. 市民スポーツのさかんなまちづくり	92	7.4
5. 生涯学習のさかんなまちづくり	197	15.9
6. 文化活動に特色をもたせたまちづくり	146	11.8
7. 老人を大切にし、老人の顔に輝きのあるまちづくり	264	21.3
8. 若者に魅力があるまちづくり	426	34.3
9. 子どもがいきいきとすごせるまちづくり	597	48.1
10. 障がい者が自由に行動できるまちづくり	138	11.1
11. その他	23	1.9

問7 今後のまちづくりに対するご意見、ご提案がありましたら、どのようなことでも結構ですからご自由にお書き下さい。

自由筆記につき、現在集計作業中

あなたご自身のことについておたずねします。

問8 あなたご自身のことについてお聞かせ下さい。

	項目	人数	%
①あなたの性別は。	1. 男性	502	40.4
	2. 女性	713	57.4
	3. 無回答	27	2.2
	合計	1,242	100.0

	項目	人数	%
②あなたの年齢は。	1. 10歳代	18	1.5
	2. 20歳代	77	6.2
	3. 30歳代	127	10.2
	4. 40歳代	207	16.6
	5. 50歳代	214	17.2
	6. 60歳代	271	21.8
	7. 70歳以上	310	25.0
	8. 無回答	18	1.5
	合計	1,242	100.0

	項目	人数	%
③あなたの職業は。	1. 農業	4	0.3
	2. 自営業	102	8.2
	3. 会社員、公務員	318	25.6
	4. パートタイマー	149	12.0
	5. 主婦・主夫	312	25.1
	6. 学生	43	3.5
	7. 無職	241	19.4
	8. その他	53	4.3
	9. 無回答	20	1.6
	合計	1,242	100.0

④あなたの池田市 内での居住年数は。	項 目	人 数	%
	1. 1年未満	2	0.2
	2. 1～4年	44	3.5
	3. 5～9年	129	10.4
	4. 10～19年	224	18.0
	5. 20年以上	826	66.5
	6. 無回答	17	1.4
	合 計	1,242	100.0

⑤あなたが住んで おられる小学校校 区は。	項 目	人 数	%
	1. 池田小学校	131	10.5
	2. 秦野小学校	144	11.6
	3. 北豊島小学校	130	10.5
	4. 呉服小学校	110	8.9
	5. 石橋小学校	91	7.3
	6. 五月丘小学校	109	8.8
	7. 石橋南小学校	66	5.3
	8. 緑丘小学校	100	8.0
	9. 神田小学校	93	7.5
	10. 細郷小学校 (旧細河小学校区)	109	8.8
	11. 細郷小学校 (旧伏尾台小学校区)	121	9.7
	12. 無回答	38	3.1
合 計	1,242	100.0	

## 「池田市地域分権制度 市民意識調査」結果報告（まとめ）

### 問 1

付問 4 本年度、地域分権の制度のあり方を原点に立ち戻って検討することを予定していますが、現在の地域分権の制度に関し、ご意見、ご提案がありましたら、どのようなことでも結構ですからご自由にお書き下さい。

### 認知度に関すること

- 若年層への啓発が必要（男性・30歳代・池田）
- 小学校区ごとに地域に分けて分権に取り組んでいるという事は聞いたことがあったが、実際にどのような取組がある／ないについては、私自身はあまり知らず、活動が行われているという実感に乏しい。（男性・50歳代・池田）
- 地域コミュニティという言葉は良く聞くが具体的にどのような事を行っているのか情報をきちんと見ていないのでわからない。（女性・40歳代・秦野）
- 地域分権はまだまだ地区住民に解けこんでいないのではないかと思います。もっと広報すべきと考えます。役所と地域役員だけで頑張っている感じです。（男性・70歳以上・北豊島）
- 制度とその事業は広報とかコミュニティ誌により、大体つかめますが、では実際自分の住んでいる地域の誰々がその事業をしているのか全然知りません。もっと知らせるべきだと思います。（女性・70歳以上・北豊島）
- 地域分権の制度のあり方の周知。まだまだ知らない人が多い。知っていても中身を知らず名前だけのことが多いように思う。（女性・40歳代・呉服）
- 地域分権制度がどこまで知られているのか？その成果についても実感として受け取れないのはなぜでしょうか？（男性・70歳以上・呉服）
- 自営業者と老人ばかりがやっている感じ。多数を占めるサラリーマンは無関心だと思う。アピール不足か。（女性・40歳代・五月丘）
- 地域分権初耳、PR不足（男性・60歳代・五月丘）
- 10年目を迎えますが住民に浸透していないように思います。何にいくら使ったかがわからない。（女性・50歳代・石橋南）
- まだ市民に知られていないように思うので、広報にも制度の説明を記載してもらえば良いのでは。（女性・50歳代・緑丘）
- 地域ごとに活動の目的が違いますが、地域によっては一部の住民だけで利用されており、住民全てに情報が回らず何の活動をしているのかわかりにくい。（女性・40歳代・細郷（旧細河））
- 住民ニーズを的確につかむ事にはある程度実施されているかと感じますがまだまだ市民全体に認知されていない。「自分たちのまちづくりは自分たちで」の意識、動機付けがも

っと必要では。(男性・60歳代・細郷(旧伏尾台))

- 地域分権制度をもっと住民に知らせる必要がある。一部の住民だけが存在を知り、恩恵を受けているように感じる。(女性・60歳代・細郷(旧伏尾台))
- 全国に先駆けたこの地域分権制度は大変意義の有ることだと思う。この制度を市民がもっともっと自覚するようアピールし、啓蒙してゆかなければと思います。(女性・70歳以上・細郷(旧伏尾台))

### 組織・体制に関すること

- 近年新しいマンションが建ち、場所によってはこども会がなかったり、自治会に入っていない所もあります。個人では動きづらく、何か働きかけがないかと思っています。(女性・40歳代・池田)
- コミュニティの役員の顔ぶれも固定化しつつあり、今後は弊害も予想されるので任期制や一定比率での入れ替え(改選時は1/3は未経験者等)市の方である程度規則化したほうが良い。(男性・40歳代・秦野)
- まだまだ上意下達の雰囲気強く自由に物言える世界ではない。(男性・70歳以上・秦野)
- 一部の有力住民が権力を独占している嫌いがある。制度の適用が十分に周知されていないように思う。(男性・70歳以上・北豊島)
- 一部の積極的な人の意見に偏ったものになっていると思うので地域分権の制度を見直すべきだと思う。子育て中でもなく老後でもない働く人の意見をいう場所がない。(女性・50歳代・石橋)
- 役員の選出に偏りがあるので、地域全体への推進が今一つと思われる。(男性・40歳代・緑丘)
- 委員も含めてマンネリ化していることが大きな問題(男性・60歳代・緑丘)
- 自治会等も時代にあっていない。昔からの住民のみの会であったり、いわゆるよそ者は中々参加できない。(女性・50歳代・神田)
- 同じ人たちばかりで行っていて閉鎖的な所が多いと思う。もっと若い人たちに関心を持ってもらうようにするほうがいい。その為に有償の考え方もあるのではないか。善意やしがらみだけでは進歩がない。(女性・50歳代・細郷(旧細河))
- 地域分権に伴う人材育成が必要、目立ちたがりやが仕切るだけでは駄目(男性・60歳代・細郷(旧細河))

### 税金の使途に関すること

- 地域コミュニティ推進協議会活動は全く税金の無駄遣い。即廃止希望。市が必要なものを買うべきです。地域コミュニティが無理に予算を使う為不要な椅子、テーブル、地域コミュニティ紙掲示板を立て、各地区の町会と対立。町会が主体となってやるべきです。地域

の主体は町会です。(男性・20歳代・秦野)

- 協議会の存在や運営が不透明である。住民に対して責任を負わない者により公費が費消されていて不適切である。専門性、計画性、真に必要な事業が実施されることが制度的に担保されていない。(男性・40歳代・五月丘)
- 税金を無理に使っているような気もする。(女性・70歳以上・石橋南)
- 地域住民の声を聞くシステムになっておらず、一部の限られた住民が独善的に進めているよう感じる。また住民にまかされる金額が多すぎて無駄使いのようなものもあります。(スピード注意看板がやたらと多いなど)(女性・50歳代・緑丘)
- 制度を利用する人が特定されていて、必ずしも全ての人の意見、地域の総意が反映されているとは思わない。個人によって求めるものも違うので仕方ないとも思うが、特に必要なものがなくても強引に予算をつかうのでは？(男性・40歳代・神田)
- 市は地域コミュニティ推進協議会に任せすぎ。彼らがやりたい放題。予算を減らすべき。利用者がほぼいない公園に時計を作ったり、こんなところにベンチを作っても誰も座らないというようなことばかり。地域の人達の意見ではない。予算を使い切るためにしている。(男性・50歳代・細郷(旧伏尾台))

### 制度・その他に関すること

- 各地域のコミュニティ推進協議会での予算提案の検討方法が不透明。又予算提案に対する市側の事業化認定のプロセスが不透明。誰がどういう理由で事業の是非予算額を決定しているのか？大きな予算の割には一部の市民しかメリットがないのではないか。(男性・50歳代・池田)
- 地域分権を更に推進させ、予算も増加の方向で進むべきだと思います。結果市議会議員削減に繋がれば人件費抑制効果も期待できるでしょう。(男性・60歳代・池田)
- 地域分権している実感や恩恵がまだあまり感じられないのもっとメリットをすぐに感じられるような地域分権の施策に期待します。(男性・30歳代・秦野)
- 地域差が出ているように思う。(男性・40歳代・秦野)
- 校区の中でも各町に片寄りはないでしょうか。(女性・70歳以上・呉服)
- 地域コミュニティ推進協議会が地域を代表する組織であることはどこで担保されているのか？会則、入会方法、会員の権利と義務、意思決定の手続きの仕組み総会等の告知並びに記録、会計報告・・・等。ほとんど部外者からは見えません。協議会に多くの人が参加するには不可欠です。(男性・40歳代・石橋)
- 如何に公平性を保てるかが重要だと思うので審議の透明性をしっかりと確保して欲しい。(男性・40歳代・五月丘)
- 本来地方公共団体が負担すべき様々な事業、活動を財政縮減、地方分権の美辞をかかげて、地域に投げるのはおかしいと思う。現行のような地域活動には参加しづらい市民もいる。

いまのPTA自治会など、村社会を引きずっていて、自己満足に過ぎないと思う。(女性・40歳代・五月丘)

- 複数の地域コミュニティの行事に参加したり実施内容を確認しているが、地域に根差した活動が出来ているように感じる。地域の触れ合いや行政参加の器として評価したい。(男性・50歳代・五月丘)
- スクールゾーンの歩道をグリーンに塗ってあるのはとても良かったです。(女性・30歳代・緑丘)
- 地域分権制度により、より住民の意見が反映されやすくなったので、とても良いことだと思います。住民は情報誌と掲示板のみ情報を知り得るので、住民の意見を吸い上げるのがなかなか大変かと思いますが、その点の課題も今後少しずつ前進して解決して頂けることを願います。(女性・40歳代・緑丘)
- 積極的に取り組まれている様子に感謝し感動をします。いつかは自らも参加したいと思います。(男性・60歳代・緑丘)
- 地域分権を廃止して、直接市が実行するか、町内会組織がある地域は町内会と協同で行うようにして、住民の要望に合った(近い)活動をしてほしい。現状では何を目的にしているのか分からない。(男性・70歳以上・緑丘)
- 地域コミュニティ委員を明確にして相談しやすくしてください。(女性・70歳以上・緑丘)
- もっと簡素に分かりやすくしてほしい。明確さが無い。(男性・40歳代・神田)
- 関わっている人のつながりは強くなり、又地域活性化には良いと思うが一定の人で行われているように思う。が新しく募ってうまく回っていくかと言えば疑問。共働きも多く、役員になることを拒否する方々が多く残念です。皆で参加し交流を深め地域を盛り立てていけたらと思います。(女性・50歳代・細郷(旧細河))
- 当方伏尾台に住むものですが、こちらは大変熱心な地域のために汗を流す方が沢山おられます。自治会や防犯の集まりの折にも報告を受けます。その中で提案、意見が具体的に成りにくい現実に苦慮されています。地域分権が発展することを望みます。(男性・60歳代・細郷(旧伏尾台))
- 本制度の主旨は理解するが、10年を経過する各協議会が又委員さんたちが、各々の地域住民に必要な存在と認知されているだろうか？果たして「やりがい」を感じておられるのだろうか？と思う。予算提案権を付与する必要性を疑問視します。(男性・60歳代・細郷(旧伏尾台))
- 10年目を向かえややマンネリ化しているように思います。校区を超えた意見交換会、提案会も実行してみても良いのでは・・・(女性・60歳代・細郷(旧伏尾台))

地域別・年度別 提案額に占めるハード事業費の比率一覧

(単位:千円)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
池田	提案額	6,558	7,159	7,000	9,292	9,306	9,306	7,968	7,446	8,102	72,137
	ハード事業	4,974	2,795	4,952	4,031	4,414	3,253	2,329	1,828	3,449	32,025
	ソフト事業	1,584	4,364	2,048	5,261	4,892	6,053	5,639	5,618	4,653	40,112
	ハード比率	75.8%	39.0%	70.7%	43.4%	47.4%	35.0%	29.2%	24.6%	42.6%	44.4%
秦野	提案額	7,000	6,995	7,003	9,124	8,928	9,989	7,264	6,181	7,323	69,807
	ハード事業	6,269	5,528	4,561	5,707	5,870	5,764	4,941	3,114	4,228	45,982
	ソフト事業	731	1,467	2,442	3,417	3,058	4,225	2,323	3,067	3,095	23,825
	ハード比率	89.6%	79.0%	65.1%	62.5%	65.7%	57.7%	68.0%	50.4%	57.7%	65.9%
北豊島	提案額	6,875	6,875	6,858	9,258	6,448	11,194	8,210	9,277	6,568	71,563
	ハード事業	5,750	3,900	3,548	4,884	1,876	5,085	3,305	4,628	2,000	34,976
	ソフト事業	1,125	2,975	3,310	4,374	4,572	6,109	4,905	4,649	4,568	36,587
	ハード比率	83.6%	56.7%	51.7%	52.8%	29.1%	45.4%	40.3%	49.9%	30.5%	48.9%
くれは	提案額	6,625	6,483	6,696	9,065	9,062	6,218	6,179	5,458	5,883	61,669
	ハード事業	4,822	4,780	4,468	6,717	4,319	2,391	2,341	1,783	1,718	33,339
	ソフト事業	1,803	1,703	2,228	2,348	4,743	3,827	3,838	3,675	4,165	28,330
	ハード比率	72.8%	73.7%	66.7%	74.1%	47.7%	38.5%	37.9%	32.7%	29.2%	54.1%
石橋	提案額	6,375	6,375	6,375	8,794	7,060	6,220	9,139	6,348	7,079	63,765
	ハード事業	5,735	5,770	5,677	5,151	2,529	2,574	5,858	3,510	3,145	39,949
	ソフト事業	640	605	698	3,643	4,531	3,646	3,281	2,838	3,934	23,816
	ハード比率	90.0%	90.5%	89.1%	58.6%	35.8%	41.4%	64.1%	55.3%	44.4%	62.7%
五月丘	提案額	6,125	6,125	6,250	8,735	6,188	7,141	8,274	6,707	5,423	60,968
	ハード事業	5,691	4,976	5,321	7,401	3,592	5,000	6,069	3,838	2,920	44,808
	ソフト事業	434	1,149	929	1,334	2,596	2,141	2,205	2,869	2,503	16,160
	ハード比率	92.9%	81.2%	85.1%	84.7%	58.0%	70.0%	73.4%	57.2%	53.8%	73.5%
石橋南	提案額	6,250	6,078	7,092	8,793	7,096	8,686	7,692	7,561	6,264	65,512
	ハード事業	6,228	5,623	6,612	7,883	5,968	6,350	6,409	6,317	2,519	53,909
	ソフト事業	22	455	480	910	1,128	2,336	1,283	1,244	3,745	11,603
	ハード比率	99.6%	92.5%	93.2%	89.7%	84.1%	73.1%	83.3%	83.5%	40.2%	82.3%
鉢塚 ・緑丘	提案額	4,618	6,282	6,861	8,789	8,789	8,466	6,979	6,473	6,529	63,786
	ハード事業	3,578	4,165	4,496	6,769	6,229	5,253	5,137	4,424	3,496	43,547
	ソフト事業	1,040	2,117	2,365	2,020	2,560	3,213	1,842	2,049	3,033	20,239
	ハード比率	77.5%	66.3%	65.5%	77.0%	70.9%	62.0%	73.6%	68.3%	53.5%	68.3%
神田	提案額	6,500	6,500	6,500	6,540	8,124	5,941	4,117	9,293	7,665	61,180
	ハード事業	6,280	6,398	5,892	5,286	5,950	4,685	2,849	6,995	4,609	48,944
	ソフト事業	220	102	608	1,254	2,174	1,256	1,268	2,298	3,056	12,236
	ハード比率	96.6%	98.4%	90.6%	80.8%	73.2%	78.9%	69.2%	75.3%	60.1%	80.0%
ほそごう (細河)	提案額	6,000	6,000	6,000	8,683	9,657	9,162	8,161	8,155	8,051	69,869
	ハード事業	1,607	1,049	805	1,192	242	0	500	510	0	5,905
	ソフト事業	4,393	4,951	5,195	7,491	9,415	9,162	7,661	7,645	8,051	63,964
	ハード比率	26.8%	17.5%	13.4%	13.7%	2.5%	0.0%	6.1%	6.3%	0.0%	8.5%
ほそごう (伏尾台)	提案額	5,597	6,389	6,059	3,765	5,260	7,541	7,498	14,695	6,994	63,798
	ハード事業	4,355	5,944	4,689	2,032	3,397	3,125	4,826	8,900	859	38,127
	ソフト事業	1,242	445	1,370	1,733	1,863	4,416	2,672	5,795	6,135	25,671
	ハード比率	77.8%	93.0%	77.4%	54.0%	64.6%	41.4%	64.4%	60.6%	12.3%	59.8%
合計	提案額	68,523	71,261	72,694	90,838	85,918	89,864	81,481	87,594	75,881	724,054
	ハード事業	55,289	50,928	51,021	57,053	44,386	43,480	44,564	45,847	28,943	421,511
	ソフト事業	13,234	20,333	21,673	33,785	41,532	46,384	36,917	41,747	46,938	302,543
	ハード比率	80.7%	71.5%	70.2%	62.8%	51.7%	48.4%	54.7%	52.3%	38.1%	58.2%



# 年度別・目的別 ハード事業一覧

単位：千円

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
道路関係	グリーンベルト設置(※1)	3,599	3,810	6,160	6,682	4,610	0	2,235	3,630	4,100	34,826
	街路灯設置(※2)	17,937	8,017	6,575	2,638	1,867	2,129	1,479	438	2,499	43,579
	道路安全対策	0	516	500	1,778	4,124	756	2,841	1,100	1,056	12,671
会館関係	会館改修(※3)	2,630	8,305	6,720	7,652	5,666	7,414	11,638	18,056	1,597	69,678
	会館備品	0	1,183	0	4,117	6,020	1,136	340	91	3,382	16,269
学校関係	学校改修	0	2,783	498	0	1,750	3,377	1,645	1,739	1,120	12,912
	学校備品	0	0	0	500	750	1,487	368	229	1,953	5,287
公園・水路関係	公園整備(※4)	7,819	8,700	13,724	15,784	6,511	12,635	10,251	5,691	486	81,601
	水路等安全対策	1,000	5,591	1,700	3,754	1,600	460	540	1,706	0	16,351
安全・安心関係	防犯カメラ設置	5,808	800	3,540	956	1,670	6,971	5,948	7,180	4,134	37,007
	AED設置	1,860	3,127	968	1,068	1,044	0	730	1,240	3,358	13,395
	パトロール車(自転車含)	2,313	100	2,097	456	1,807	63	82	63	53	7,034
	防災備品	1,418	1,630	844	1,551	1,580	1,989	1,635	262	237	11,146
その他	掲示板設置	7,342	3,577	3,261	5,069	3,205	4,281	1,594	2,457	4,514	35,300
	看板設置	1,267	781	1,676	3,278	100	0	976	128	0	8,206
	その他設置物	1,756	1,219	2,420	0	2,008	194	292	600	0	8,489
	イベント備品	540	789	338	1,770	74	588	1,970	1,237	454	7,760
合 計		55,289	50,928	51,021	57,053	44,386	43,480	44,564	45,847	28,943	421,511

※1・・・主に、歩道の無い通学路に敷設

※2・・・民地等中心に新設や照度の高いもの、LED灯への変更

※3・・・トイレ改修・拠点事務所改修

※4・・・バスケットコート整備・照明灯設置・ベンチ設置・遊具設置 等

# 地域別・目的別 ハード事業一覧

単位:千円

		池田	秦野	北豊島	くれは	石橋	五月丘	石橋南	鉢塚・ 緑丘	神田	ほそごう (細河)	ほそごう (伏尾台)	合計
道路関係	グリーンベルト設置(※1)	1,816	0	4,000	1,200	8,069	0	9,127	7,814	2,800	0	0	34,826
	街路灯設置(※2)	3,344	7,205	3,268	8,303	1,142	3,042	1,397	594	8,361	3,992	2,931	43,579
	道路安全対策	3,630	0	0	1,303	1,990	1,666	2,082	0	0	1,000	1,000	12,671
会館関係	会館改修(※3)	6,261	3,395	13,030	3,535	5,276	10,158	6,654	300	4,666	50	16,353	69,678
	会館備品	0	3,512	0	4,103	310	340	0	0	8,004	0	0	16,269
学校関係	学校改修	950	1,750	0	1,290	0	613	3,052	3,257	2,000	0	0	12,912
	学校備品	231	1,103	0	2,607	0	0	0	1,146	0	200	0	5,287
公園・水路 関係	公園整備(※4)	3,948	8,060	11,950	1,841	7,130	14,515	3,671	25,053	2,270	0	3,163	81,601
	水路等安全対策	607	0	0	1,640	0	384	4,470	0	9,250	0	0	16,351
安全・安心 関係	防犯カメラ設置	992	3,806	0	0	7,954	5,347	10,935	0	695	0	7,278	37,007
	AED設置	1,504	2,873	1,128	0	1,125	1,536	2,439	1,240	930	0	620	13,395
	パトロール車(自転車含)	0	0	0	2,827	0	953	0	396	1,130	0	1,728	7,034
	防災備品	3,622	0	0	0	1,417	580	1,189	618	1,800	0	1,920	11,146
その他	掲示板設置	4,828	11,114	1,400	2,876	4,220	2,200	1,263	2,880	3,554	0	965	35,300
	看板設置	0	1,775	0	0	526	1,496	4,221	0	96	92	0	8,206
	その他設置物	292	0	0	1,114	400	1,358	3,409	0	0	271	1,645	8,489
	イベント備品	0	1,389	200	700	390	620	0	249	3,388	300	524	7,760
合 計		32,025	45,982	34,976	33,339	39,949	44,808	53,909	43,547	48,944	5,905	38,127	421,511

※1... 主に、歩道の無い通学路に敷設

※2... 民地等中心に新設や照度の高いもの、LED灯への変更

※3... トイレ改修・拠点事務所改修

※4... バasketコート整備・照明灯設置・ベンチ設置・遊具設置 等

# 安全・安心事業 (安全パトロール隊巡回)

## イベント事業 主な事例



提案額で軽自動車を購入。小学校の登下校時にあわせて、コミ協のメンバーがパトロールを実施。（くれは・ほそごう(伏尾台)）

# 福祉事業

## (高齢者等配食サービス事業)



コミ協メンバーが作った弁当の宅配サービスを実施し、  
同時に見守りや声掛けを行い、地域のつながりをつくる。  
週2回・約60食/回・年間6,300食 (ほそごう(細河))

# 福祉事業

## (小さな絵本館推進事業)



「丘の上にある図書館が利用しづらい」とのお母さんの声から、  
倉庫だった建物を改装。毎年120冊程度の追加しながら、  
コミ協メンバーによる読み聞かせ等を実施。年間3,400人利用。(池田)

# 環境事業

## (花いっぱい運動)



**コミ協と地域内の保育所・幼稚園・小学校と一緒に花苗をそれぞれの庭や公園に植える作業を行い、ふれあいの場を持つ。(秦野・北豊島・くれは 他5地域)**

# 広報事業

## (地域コミュニティ紙発行)



各地域、年2～5回程度発行。原則、地域内全戸配布。  
1回あたり2,500～7,000部発行。(全地域)

# コミュニティ振興事業 (地域イベント運営事業)



各地域、特色を活かしたイベントを実施。(全地域)



# 地域運営組織の実態

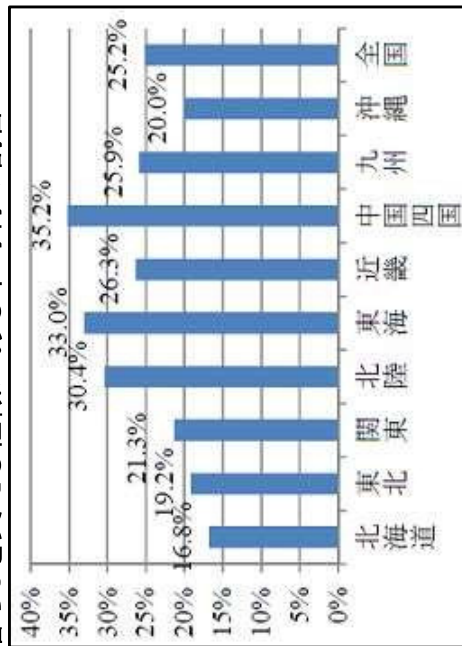
## 地域運営組織

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

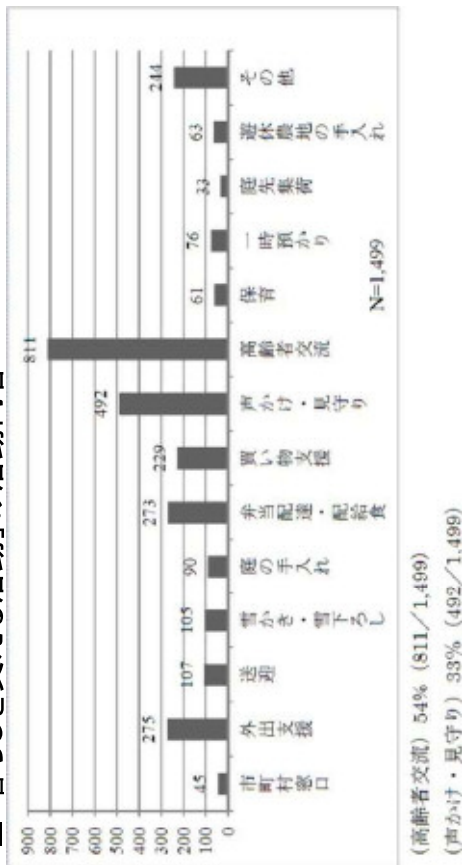
## 活動実態

- 活動範囲は「小学校区」(概ね昭和の大合併で消滅した旧村エリア)
- 全国の1/4の市町村に1,600を超える組織があり、さらに8割を超える市町村が必要性を認識
- 約7割が法人格を持たない任意団体で、残り約3割の大半がNPO法人
- 主な活動内容は高齢者交流、声かけ・見守り、外出支援、配食支援、買い物支援など幅広い
- 主な収入源は市町村補助金、会費、利用料であり、財政基盤が脆弱
- 地域の有志や組織、団体が構成される地域に根ざした組織であり、人材不足が課題

■「暮らしを支える組織がある市町村の割合



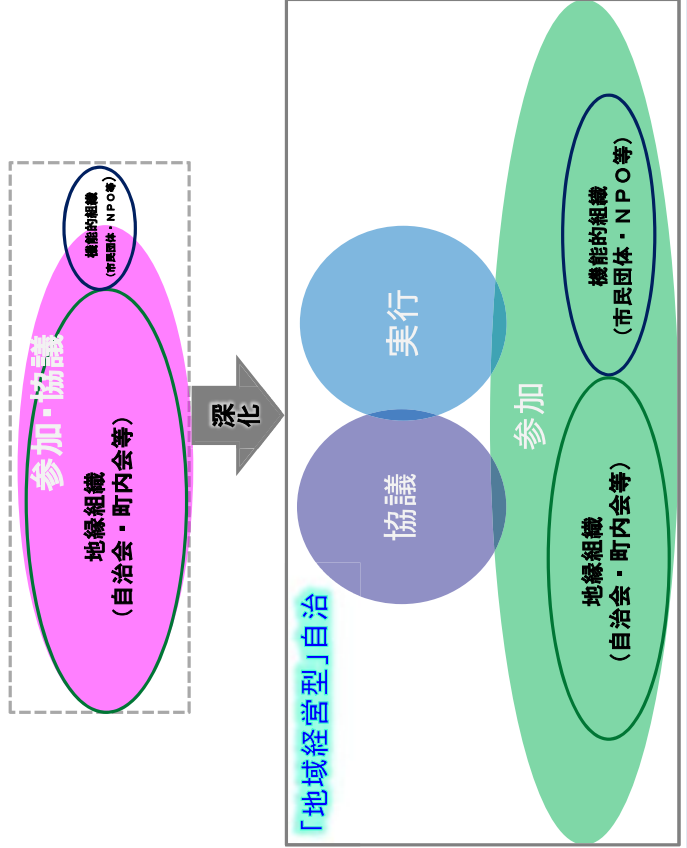
■「暮らしを支える活動」の活動内容



# 地域運営組織の背景と必要性

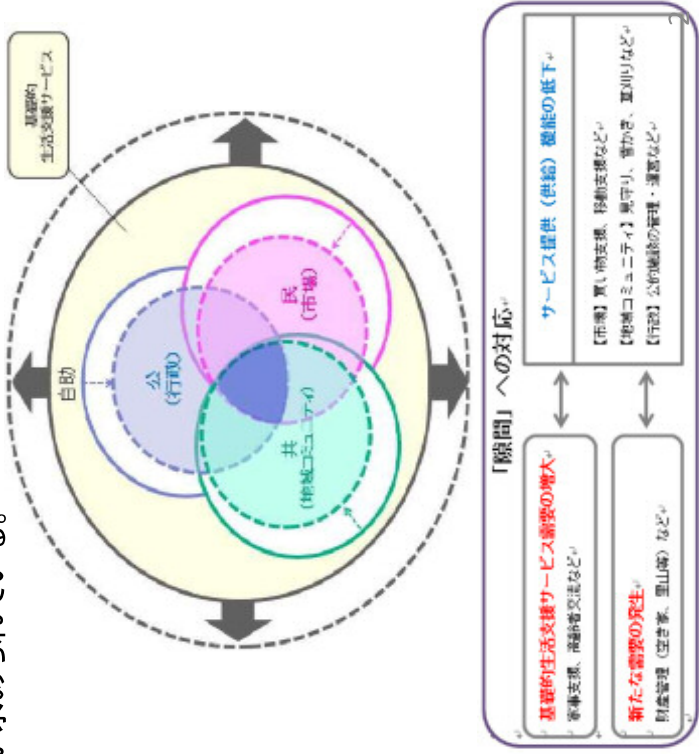
## 背景

- 全国的な加入率の低下等を背景に自治会・町内会が従来への役割を果たすことが困難になる中、様々な関係主体が「参加」し、地域の将来ビジョン等について「協議」し、地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化が求められている。
- 「平成の大合併」を契機に多くの自治体において「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」が制定され、地域住民自ら地域課題の解決に取り組む活動が活発化し、地域運営組織による取り組みが全国各地で展開されるようになってきている。



## 必要性

- 高齢化による生活支援サービス需要の増加と急激な人口減少による市場、集落、集落、行政のサービスの提供機能の低下によって生じた「隙間」を埋め、地域で暮らし続けたいという希望を実現するため、に欠かせないサービス提供主体としての役割が期待されている。
- イノベーションの実践のフロンティアである地方において、「低密度居住地域」を支えるための新しい仕組みとして、また、地域に残る貴重な人材や地域外から入ってくる若者などの受け皿としての役割が求められている。



# 地域運営組織の持続的運営に向けて

## 法人化

- ・活動を多様化・発展させていく上では法人化が必要
- ・現行制度ではNPO法人が最もなじみやすい法人格  
(設立容易性/幅広い活動/事務負担/税制優遇措置)
- ・会員の資格要件(メンバーシップ)の地域限定
- ・市町村の法人設立関与等による地域代表制の付与
- ・持続的な運営確保のための収益事業の更なる拡大

課題

## 地域運営組織

## 資金確保

- ・「民」「共」「公」領域からの資金獲得による財政基盤強化
- ・行政による直接的支援と間接的支援の複合的実施

課題

- ・用途の自由度が高い運営交付金制度の創設
- ・指定管理制度の有効活用
- ・ふるさと納税制度の活用

## 人材確保・育成

- ・地域内人材の活用(社会教育、都市農村交流活動)
- ・地域外人材の活用(地域おこし協力隊、集落支援員)
- ・若者の移住・定住をめぐる新たな動き(田園回帰)への対応
- ・大学や企業などの一時的な滞在者の活用

課題

# 地域運営組織の活動事例①

## 島根県雲南市



島根県雲南市では合併をきっかけに協働のまちづくりが本格化した。平成17年から19年にかけて小学校区域を単位とした「地域自主組織」が各地で立ち上げられ、行政と市民とが一体となった協働のまちづくりが推進されている。

現在、市内全域において43の「地域自主組織」が30の交流センターを拠点に様々な活動を展開している。鍋山地区では、地域の発意で高齢者世帯の見守りを実施するため、市が実施していた水道の検針業務を受託し、水道の検針と高齢者の見守りを組み合わせた活動が行われている。塩田地区では、毎月第4土曜日の夕食を会員宅に配達する活動が継続して行われている。

市内全域の地域自主組織の関係者が集まり、取組状況を披露する「自慢大会」や地域自主組織と行政が「分野別」に協議を行う「円卓会議」を定期開催している。また、全国の自治体相互の情報交換や連携を目的とした「ネットワーク会議」を三重県伊賀市、名張市及び兵庫県朝来市とともに平成27年2月に設立している。



## 特定非営利活動法人きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

きらりよしじまネットワークは地区の全世帯が加入するNPO法人で、「合意形成のシステム」と「資金づくりのシステム」に独自の手法を取り入れている。

「合意形成のシステム」においては、より多くの住民が参加できるように、「決めない会議」と「決める会議」とを使い分けている。「決めない会議」は住民ワークショップ等を実施することによって地域の様々な意見や課題を集約していく「参加の場」である。「決める会議」は「決めない会議」で集約された意見や課題を基に具体的な事業の内容や予算の使い道等を決定する「協議の場」（意思決定機関）としての機能を果たしている。

「資金づくりのシステム」においては、コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施するほか、6次産業化の取り組みや地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。今後、都市との地域交流等の観光事業の拡大のため、株式会社設立も視野に入れた検討を行っている。

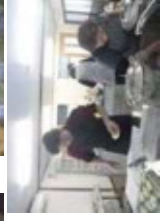
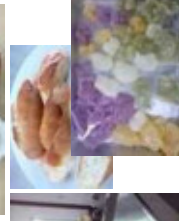
### 6次産業化



グリーンツリーリズム班

農家レストラン班

加工班



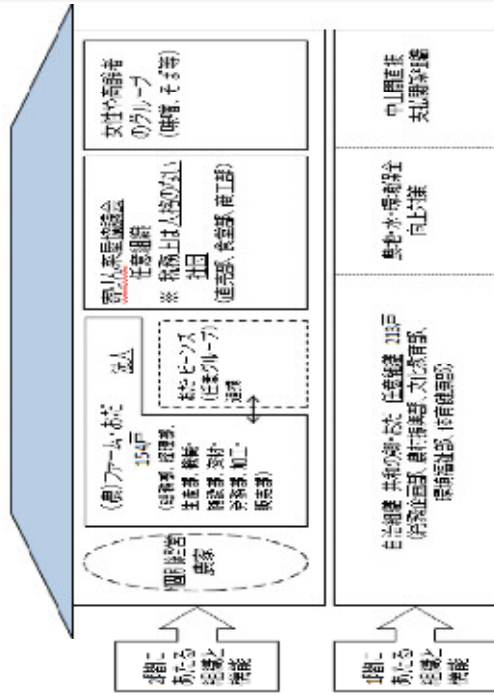
## 地域運営組織の活動事例②

### 広島県東広島市小田地区

広島県東広島市小田地区の地域づくりは、自治活動(コミュニティ活動)を行う「共和の郷・おだ」を1階部分、集落営農組織の「ファーム・おだ」等を2階部分とする「二階建て方式」となっている。

1階部分の「共和の郷・おだ」においては、「小田地域センター」(旧小田小学校)を拠点に、生涯学習発表会や史跡めぐりウォークキングなど地域における生涯学習や青少年育成、地域文化活動を積極的に推進している。平成25年度からは10年先のビジョン(小田ビジョン)の策定に取り組んでいる。

2階部分の「ファーム・おだ」(農事組合法人)においては、小学校区(13集落)を1つの農場として集約させることにより、低コストで効率的な集落営農システムを確立し、水稻やそば、小麦などを栽培している。平成24年には米粉を使った米粉パン工房(パン&米夢(パントマイム))を設立し、米粉パンの製造・販売を開始した。「ファーム・おだ」の農産物売上額は約1億2千万円に上り、集落の農業所得として年間約6千万円を地域に還元している。



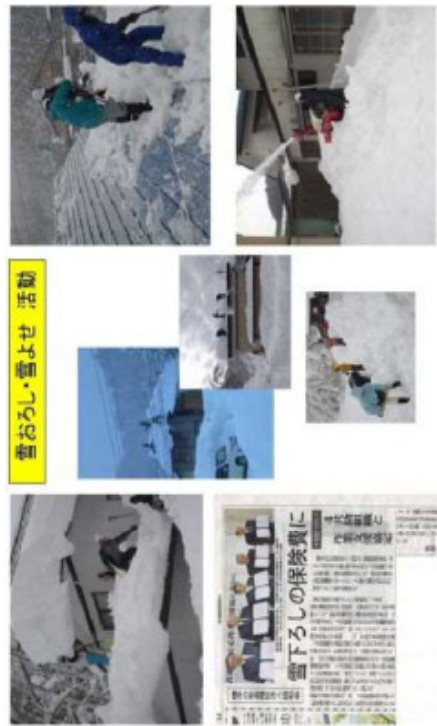
### 特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター (秋田県横手市)

秋田県南NPOセンターは平成16年に設立された中間支援組織である。

豪雪地帯である秋田県南部では、毎年、雪下ろし中の事故によって20人前後が命を落とすなど社会問題化する中、秋田県南NPOセンターが中心となり、高齢者などの世帯を対象に雪下ろし・雪よせ等のサービスを通常より安い「支払い・助け合い価格」で提供する「共助組織」が結成された。

現在、横手市内の4地区の「共助組織」において、地域住民の有志による「地域のおたすけ隊」が実働部隊として、高齢者世帯の屋根の雪下ろしや買い物支援、見守りなどの生活支援サービスを有償ボランティアで実施している。

平成24年には、各主体が連携を図りながら活動するため、「共助組織代表者ネットワーク会議」が設立された。各組織代表のほか秋田県南NPOセンター、秋田県、横手市が参加して定期的に会議を開催し、各組織が円滑に活動を行っていきけるように知恵とアイデアを出し合っている。



# 制度比較表

	池田市	地域自治区	他市事例(川西市)
開始時期	平成19年	平成16年	平成26年
根拠法令等	・池田市地域分権の推進に関する条例 ・池田市地域分権推進基金条例	地方自治法第202条の4～9	川西市地域分権の推進に関する条例
目的・基本理念など	(目的) 第1条 この条例は、地域分権の推進について、その基本理念、市民の権利、市の責務その他地域分権の推進に関し必要な事項を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。 (基本理念) 第3条 地域分権は、地域社会において、そこで暮らす市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことにより、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図り、もって地域社会の活力の増進、生活環境の改善及び教育、文化、福祉等の向上に寄与することを基本理念として推進されなければならない。	(地域自治区の設置) 法第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。	(目的) 第1条 この条例は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例第3条に規定する基本理念にのっとり、地域分権による地域における総合的な自治の強化に関する基本的な事項を定め、もって自治体力の強化に寄与することを目的とする。
組織	地域コミュニティ推進協議会	地域協議会	コミュニティ組織
運営体制	条例により小学校区ごとに地域コミュニティ推進協議会を設立。地域内に居住する(在勤・在学含む)市民の中から協議会の会員を募り、当該会員の中から代表者その他の役員等を選任。	条例により地域自治区を設置。その市町村の全域に設置義務があり、地域自治区には事務所及び地域協議会が置かれる。事務所の長として、当該地方公共団体の長の補助機関である職員を任命。地域協議会構成員に自治区の区域内の住民を市町村長が選任。任期は4年以内で条例で定める。	条例により小学校区ごとにコミュニティ組織を設置。構成員は、域内に住所を有する全ての者と在勤・在学で当該コミュニティ組織が認めたもの。役員は構成団体などからの互選、他薦、選挙などで決定。
権限	その地域内において実施する必要がある事業を市に提案することができる。	条例で定める地域自治区の区域に係る重要事項等について市町村長が意識聴取/市町村長などに対する意見具申権	地域課題を解決し、住み良いまちづくりを推進するため、各種事業を行う。
拠点施設	設置は協議会の任意	事務所の設置義務有り	設置は協議会の任意 ※現時点で、全校区とも各会則で事務所所在地を記載済
人的支援	ボランティア職員(地域分権・地域サポーター)を配置	職員を事務所長として配置	地域分権にかかる各種支援を行う地域別担当職員を設置等
予算措置	地域コミュニティ推進協議会からの提案に基づき予算措置	予算編成権は無し (市町村において地域自治区に係る予算措置)	地域づくり一括交付金 (交付には、区域の主要団体の参画や地域別計画の策定などの要件あり)

※川西市ホームページ等により作成。

## 7. 監査の結果

- (1) 行政内部の処理と異なり、市民の集まりである協議会では、費目間で予算流用が行われることも多いが、担当課である地域分権・協働課の了解の下、的確に行われていた。
- (2) 補助金清算はほぼ正確に行われていた。しかし、会計処理の方法については、担当者がそれぞれ工夫して行っていたが、池田市地域コミュニティ推進協議会として統一的なものは無く、仕様が全く異なっていた。
- (3) 数々の事業が市民の手で実施されていたが、これらは多くの方のボランティア精神の高さに支えられているといえる。
- (4) 有償ボランティア制度が導入されていたが、時間単価 60 円から 850 円と開きがあり、ほとんどが余りにも安い。
- (5) 今回の監査対象は 3 団体とも拠点施設を持っていた。拠点施設を持つことは協議会を継続的に続ける上で必須であるが、固定費の増加は止むを得ず、他の事業の予算枠を圧迫するおそれも表面化していた。

## 8. 監査の講評

- (1) 地域の自主性に任せているとはいえ、「公金を使う」という意味から、全ての協議会で同じ会計処理ができるよう、市側で簡易な会計ソフトを用意する等、指導すべきであろう。
- (2) 協議会の運営は「志の高いボランティア精神」に支えられていることを目の当たりにし、将来にわたる継続性をいうならば、最低限の条件整備が必要である。特に、協議会役員（特に会長）宅に過去を含めた多くの書類が保管され、部屋を占有している、という状態を解消するためには、やはり拠点施設を持つべきであろう。拠点を持つと固定費が増えるのをどう考えるか。各協議会提案額の上限が決まっている以上、どう配慮するのか、市の対応をお願いしたい。
- (3) 有償ボランティアの時間単価と最低賃金の関係は悩ましいところであるが、余りに安いのは如何なものか。資格や技術を必要とするものについては特段の配慮をするとともに、有償ボランティアの基準の整備を市が行ってはどうか。
- (4) ほそごう地域コミュニティ推進協議会（細河地区）から全ての事業が「NPO 法人細河みどりの郷」に委託されているのは、地域分権の趣旨に照らし、将来のめざすべき道の先取りなのか、例外なのか。議論の待たれるところである。

- (5) 共同利用施設（コミュニティセンター）の管理運営を協議会に任せられるのか否か。共同利用施設は一団体が占有使用するのを現在は認められていないようであるが、拠点施設の無い協議会にとっては、地域内にある適当な建物として候補に挙げられる。ほそごう地域コミュニティ推進協議会（伏尾台地区）の監査で俎上に上がっていた伏尾台コミュニティセンター（第1と第2）の管理運営は協議会に任せられるのか。任せる場合、現在賃貸しているプラザはどうするのか、判断が必要となる。
- (6) 早い時期から当該年度で余った予算枠を次年度以降の基金として積み上げているが、その方法は、「残予算枠の半分」「将来の大きな事業の枠取り」等変遷している。補助金同様、枠を全部使い切る必要はなく、また、長期間積み上げていく理由もない。数年で何らかの事業化、方針の確定をめざすべきであろう。

## 9. その他

平成19年度に産声を上げた池田市の「地域分権」は、10年目を向かえ、評価を含めた見直しの時期となっている。将来を見通し継続性を求めるならば、一定の整理と若干の軌道修正をして、当初からの崇高な精神が高いハードルとなることなく引き継がれるよう、ここに記した監査結果を参考に、市が努力されることを望むものである。

なお、敢えて付け加えるならば、地域の自主性に任せ特色ある事業を展開することと、市の施策をコミュニティ推進協議会に任せることは、似て非なるものである。

地域分権の更なる発展のためには、個性を持ったコミュニティ推進協議会を全体として見渡せ専門的な知識を持ちファシリテーション能力を有する職員の配置も考える時期にきているのではないか。



## 池田市地域分権の推進に関する条例

### 前文

わが国は、現在、近代以降において明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革と言われる地方分権改革の最終章を迎えるに至っている。

国においては、平成18年12月に地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）が制定され、国から地方公共団体へのさらなる権限等の移譲をめざす第二期地方分権改革に取り組むこととされている。

この地方分権改革の最終目標は、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という基本理念の実現である。つまり、地方分権改革は、国から地方公共団体への権限等の移譲だけではなく、最終的には、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことをもめざすものである。

しかしながら、現在は、少子高齢化、家族形態の多様化等により、地域社会やコミュニティの希薄化が進行している。これは、地域における高齢者世帯や子育て世帯の支援、防犯・防災対策等の様々な課題への対応がより一層求められているにもかかわらず、これらの取組みを困難にするものである。このような現状に直面している今日、地域社会やコミュニティの再生、構築はまさに急務の課題となっている。

一方、池田市域は、江戸時代には、酒造り、細河郷の植木を筆頭に、近郷の物資の集散地として栄え、加えて著名な文人や学者の来往により文化も隆盛するなど地域力が豊かな地域であった。このような先人の歴史等を踏まえると、私たちがより活力ある地域社会やコミュニティを再生、構築することは十分可能であり、極めて大きな意義がある。

また、池田市は、市の最高規範の条例としてまちづくりの基本理念等を定めた池田市みんなでつくるまちの基本条例（平成17年池田市条例第21号。以下「基本条例」という。）を制定しており、同条例に則り、市民と市との協働による

まちづくりを推進していく必要があるところである。

よってここに、市民に身近な行政を担う先端自治体として、他の地方公共団体に先駆けて地方分権改革の最終目標に到達するため、「地域分権」を提唱し推進することにより、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現をめざし、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、地域分権の推進について、その基本理念、市民の権利、市の責務その他地域分権の推進に関し必要な事項を定め、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

第2条 この条例において、「地域分権」とは、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図るために実施する必要がある事業について、それぞれの地域は市に対し提案する権利を有すること及び市はその提案に基づき予算上の措置その他必要な措置を講ずる責務を負うこと並びにその他これらに関連するあらゆる取組みをいう。

#### (基本理念)

第3条 地域分権は、地域社会において、そこで暮らす市民が自主的、自立的にまちづくりを行うことにより、地域内における共通の課題の解決及び公共の利益の増進を図り、もって地域社会の活力の増進、生活環境の改善及び教育、文化、福祉等の向上に寄与することを基本理念として推進されなければならない。

#### (協議会の設立)

第4条 市民は、市立小学校区ごとに一を限り、その地域内に居住する市民（その地域内で、働く者及び学ぶ者並びに事業所を有する法人その他の団体を含む。以下同じ。）により構成する地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設けることができる。

- 2 協議会の設立に当たっては、その地域内に居住する市民の中から当該協議会の会員を募り、当該会員の中から当該会員の同意を得て代表者その他の役員を選任するとともに、名称、組織その他の規則で定める事項を規約として定め、これを市長に届け出るものとする。

(協議会の権限等)

第5条 協議会は、その地域内において実施する必要がある事業（廃止又は見直しを行う必要があるものを含み、公共の利益を害するおそれのあるものその他の規則で定めるものを除く。以下同じ。）を市に提案することができる。

- 2 協議会は、前項の提案に当たっては、事業の目的、内容、実施費用その他の規則で定める事項を記載した提案書を提出するものとする。この場合において、協議会は、市に助言等を求めることができる。

- 3 複数の地域にわたって実施する必要がある事業については、当該複数の協議会が合同で市に提案することができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、協議会は、第3条の基本理念に則り、自ら必要と認める取組みを行うことができる。

(市の責務)

第6条 市は、前条第2項の提案書について、法令及び条例その他現行制度との整合性並びに公正及び公平性の確保の観点から審査を行い、実施する必要があると認められる事業について予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、市は、前条第2項の提案書の内容について、協議会に説明を求めることができる。

- 3 市は、協議会の設立準備及びその運営について必要と認める予算上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市は、地域分権の推進に関し、池田市みんなで作るまち推進会議（基本条例第22条に基づき設置されるものをいう。）の求めに応じ、必要な報告を

しなければならない。

(事業の評価)

第7条 協議会は、前条第1項の措置に対する評価を適時に行い、その評価結果を市に提出するものとする。

2 市は、前項の評価結果について、市の意見を添えて公表するとともに、当該評価結果を勘案し、必要があると認める場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(市長の指示)

第8条 市長は、協議会について、第3条の基本理念に則り適正な運営がされていないと認めるときは、協議会に必要な指示をすることができる。

(検討会議)

第9条 この条例の本旨に沿った地域分権の推進のあり方を検討するため、池田市地域分権検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議は、この条例の適正な運用又は見直しについて協議し、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項に掲げる事項について、検討会議に対し意見を求めることができる。

4 市長は、第2項に基づく検討会議の意見を踏まえ、必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 池田市地域分権の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の届出)

第2条 条例第4条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 名称
- (2) 主たる事務所とその所在地
- (3) 代表者及びその他の役員の名称、住所及び連絡先
- (4) 組織に関する事項
- (5) 総会、その他の会議等に関する事項
- (6) 会計に関する事項

2 協議会は、概ね20人以上の役員及び会員により構成されるものとする。

3 協議会の設立準備及び運営に当たっては、条例第3条の基本理念に則り、公正及び公平性の確保に努めなければならない。

4 条例第4条第2項の規定による届出は、地域コミュニティ推進協議会設立届出書（様式第1号）により行うものとする。

(協議会の届出の変更届)

第3条 条例第4条第2項の規定による届出を行った協議会は、届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、地域コミュニティ推進協議会届出事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

(協議会の解散届)

第4条 条例第4条第2項の規定による届出を行った協議会は、その解散を決

定したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出は、地域コミュニティ推進協議会解散届（様式第3号）により行うものとする。

（事業）

第5条 条例第5条第1項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 地方税、使用料、手数料等市民が負担すべきとされているもの
- （2） 市民に直接的に現金給付を行うもの
- （3） 営利を主たる目的とするもの
- （4） 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを主たる目的とするもの
- （5） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- （6） 公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- （7） 前各号に掲げるもののほか、公共の利益を害するおそれのあるもの  
（提案書の記載事項）

第6条 条例第5条第1項の規定による提案は、事業提案書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 条例第5条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 事業の名称
- （2） 事業の目的
- （3） 事業の内容
- （4） 事業の実施時期・期間
- （5） 事業の実施費用（翌年度以降の運営経費を含む。）

(6) 事業の実施に当たり当該地域において市民自らが活動できる事項

(7) その他事業の実施に係る留意点

(事業の評価)

第7条 条例第7条第1項に規定する評価結果の提出は、事業の評価書(様式第5号)により行うものとする。

(検討会議の委員)

第8条 条例第9条第1項の検討会議(以下「検討会議」という。)の委員(以下「委員」という。)は、7人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者及び市民協働のまちづくりに係る識見を有する者の中から市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(検討会議の会長及び副会長)

第9条 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(検討会議の会議)

第10条 検討会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、検討会議の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 検討会議の会議は、公開とする。

(検討会議の庶務)

第11条 検討会議の庶務は、総合政策部地域分権・協働課において処理する。

(検討会議の運営等)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、検討会議の運営等に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第6条関係)

様式第5号 (第7条関係)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



## 池田市地域分権推進基金条例

### (設置)

第1条 池田市地域分権の推進に関する条例（平成19年池田市条例第20号。以下「条例」という。）に基づく地域分権の基本的な理念に則り条例第4条第1項の地域コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）が提案する事業（条例第5条第1項に規定する事業をいう。以下同じ。）及び地域分権の推進に要する経費に充てるため、池田市地域分権推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て等)

第2条 市長は、毎年度予算の定めるところにより、各協議会の事業提案について市長が定める額（以下「事業提案限度額」という。）から当該年度において各協議会が提案する事業に係る予算額を差し引いた額のうち、各協議会が当該年度の翌年度以後の年度において提案する事業に要すると認める額の総額を基金に積み立てるものとする。

2 市長は、前項の積み立てる額が確定したとき及び事業提案限度額を定めたときは、その旨を規則で定めるところにより告示しなければならない。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入し、又は第1条に規定する経費に充てるものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(区分経理)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により積み立てられた現金については、協議会ごとに区分して経理しなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、第4条の規定により基金に編入された収益その他の現金については、別途区分経理しなければならない。

(処分)

第7条 協議会が事業を提案する年度（以下「提案年度」という。）の前年度以前10年度内の各年度に係る前条第1項の現金については、提案年度において協議会が提案する事業の経費のうち、提案年度における事業提案限度額を超える部分に係る経費に充てる場合に限り、処分することができる。この場合において、当該各年度のうち最も古い年度に積み立てられた現金から順次処分するものとする。

2 前項前段の規定によるもののほか、前条第1項の現金（提案年度の前年度以前10年度を超える年度に係るものに限る。）及び同条第2項の現金については、地域分権の推進に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## 池田市地域分権推進基金管理規則

### (目的)

**第1条** この規則は、池田市地域分権推進基金条例（平成23年池田市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、池田市地域分権推進基金（以下「基金」という。）の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (積立てる額等の告示)

**第2条** 条例第2条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を、第5条に規定する区分ごとに記載しなければならない。

- (1) 事業提案限度額（条例第2条第1項の事業提案限度額をいう。以下同じ。）を定めたとき 次に掲げる事項
  - ア 事業提案限度額
  - イ その他市長が必要と認める事項
- (2) 条例第2条第1項の規定により基金に積み立てる額が確定したとき 次に掲げる事項
  - ア 前年度末の積立て額
  - イ 当該年度に係る事業提案額（条例第2条に規定する協議会が提案する事業に係る予算額をいう。）
  - ウ 当該年度の積立て額又は処分額
  - エ 当該年度の総積立て額
  - オ その他市長が必要と認める事項

### (管理)

**第3条** 基金は、指定金融機関その他市長が確実と認める金融機関に預金することができる。

### (台帳)

第4条 会計管理者は、基金台帳（様式第1号）を設け、その運用状況を明らかにしておかなければならない。

2 会計管理者は、毎会計年度末に基金の運用状況を示す書類（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（区分経理）

第5条 条例第6条に規定する区分は、次のとおりとする。

- (1) 池田地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (2) 秦野地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (3) 北豊島地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (4) くれは地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (5) 石橋地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (6) 五月丘地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (7) 石橋南地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (8) 鉢塚・緑丘地区コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (9) 神田地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (10) ほそごう地域コミュニティ推進協議会について積み立てられた現金
- (11) 基金の運用から生じる収益その他の現金

（処分）

第6条 市長は、条例第7条の規定による基金の処分をしようとするときは、当該処分に係る前条第1号から第11号までに規定する各協議会に対し、様式第3号により通知しなければならない。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年度に基金に積み立てる額に係る告示の特例)

2 平成23年度において行う条例第2条第2項の規定による告示に記載しなければならない事項は、第2条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる事項とする。

- (1) 平成23年度に係る事業提案額
- (2) 平成23年度の積立て額
- (3) その他市長が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の第5条第2号及び第11号の規定により積み立てられた現金は、この規則による改正後の第5条第10号の規定により積み立てられた現金とみなす。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第6条関係)